

返戻金制度について

◆返還金制度に関する事項

当事業所は返還金制度（紹介により就職した者が早期に離職した場合に、紹介手数料の一部を返還する）を設けています。詳細は以下のとおりです。

紹介者が入職日より3ヵ月以内に、自己都合により退職した場合、または紹介者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る）は、紹介手数料のうち、下記の割合に相当する額を、求人者が指定する銀行口座に現金にて振り込む方法により返還する（振込手数料は当事業所の負担とする）。

また、上記事由に該当する場合、求人者は紹介者の退職日から1ヵ月以内に退職した旨を当事業所に、退職確認書の発行をもって伝えるものとし、退職日から1ヵ月を超えた後に連絡を受けたものに関しては返還しないものとする。

勤続月数	返還する紹介手数料の割合
入社日から3ヵ月以内	50%